

薬物事犯の精神科的治療

治療

テーマ

谷渕 由布子 千葉病院精神科医長

精神科臨床現場において、覚せい剤などの違法薬物に関連した精神疾患に遭遇することは珍しいことではなく、違法薬物は所持や使用自体が犯罪となるため司法的問題が生じることがある。本稿では、薬物依存の臨床に必要な主要な司法的知識を取り上げ、対応にあたって参考となる事項を整理し、物質関連障害に対する一般的な精神科的治療について述べる。

Key Word

■薬物事犯 ■薬物依存 ■違法薬物 ■精神科的治療

はじめに

薬物事犯とは、法令により規制された薬物に関するさまざまな犯罪のことである。平成30年版犯罪白書¹⁾によれば、2017年の薬物関連犯罪の検挙者数は、覚せい剤取締法違反が10,284人で圧倒的に多く、次いで大麻取締法違反が3,218人、麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）違反が505人、あへん法違反が12人であった。つまり、わが国の薬物事犯の大半は覚せい剤事犯であり、大麻事犯も増加傾向にある（2017年は1971年以来最多であった）。さらに、同年の刑事施設入所者の罪名として、覚せい剤取締法違反が例年通り男女とも窃盗に次いで2番目に多く（男性26.7%、女性36.7%）、同年の一般刑法犯の再犯率が48.7%であるのに対し、覚せい剤事犯の再犯率は66.2%であった。覚せい剤事犯の刑事施設

入所率、再犯率がともに高いというこれらの結果は、薬物事犯に対して刑事施設入所などの厳罰のみの対応に限界があることを示している。なぜなら、薬物事犯の多くが薬物依存症に罹患しているために薬物を使い続け、その結果司法的処分を受けることになったと想定され、刑事施設に収容されることで物理的に薬物は使用できなくなるが、依存症という疾患が治癒したわけではないからである。

そこで、現在ではわが国でも国際的な動向に準じ、徐々に薬物事犯に対する治療的試みが行われるようになってきている。多くの刑事施設において薬物事犯に対する薬物再乱用防止プログラムが導入されてきており、また、出所後も薬物を使用しないように保護観察所においても同様のプログラムが行われている。

本稿のテーマは「薬物事犯の精神科的治療」であるが、精神科臨床現場における薬物の乱用や依存、あるい